

令和6年第2回定例教育委員会会議録

- 1 日程 令和6年8月26日(月)
- 2 場所 藤井寺市柏原市学校給食センター会議室
- 3 案件
 - 会議録署名委員の指定について
 - 前回令和6年第1回定例教育委員会会議録の承認について
- (1) 議決事項
 - 議案第2号 評価員の選任について
 - 議案第3号 令和5年度給食会決算認定及び当期末処理金の処分について
 - 議案第4号 牛乳飲用時のストローの使用について
 - 議案第5号 学校給食費の滞納対策について
- (2) 報告案件
 - 報告第3号 給食会理事会役員および各委員会委員について
- (3) その他報告事項
 - ・教育委員会の点検・評価に関する報告書(案)について
- 4 出席者

教育長	見浪 陽一
教育長職務代理者	新子 寿一
委員	足立 義幸
委員	田中 保和
委員	原 明子
- 5 市教育委員会事務局出席者

藤井寺市教育委員会事務局	学校教育課長
柏原市教育委員会事務局	学務課長
- 6 事務局出席者

給食課長兼庶務係長
給食課主幹兼給食係長
給食課給食係副主査

午前9時55分 委員会開会を宣して日程に入る。

○給食課長兼庶務係長

皆様、おはようございます。

お揃いですので、只今から令和6年第2回定例教育委員会会議を始めさせていただきます。本日は非常にお忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。

当給食センターでは、9月3日からの2学期給食開始にむけて、集中清掃を実施するなど、衛生管理の徹底を図っている最中ですが、安心安全な給食の提供に万全を期し、臨んでまいります。

それでは、令和6年第2回定例教育委員会会議の開催に先立ちまして、事務局から本日の傍聴者のご報告をさせていただきます。藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会傍聴人規則に基づき公開しておりますが、本日は傍聴希望者がおられませんでした。また、教育委員の皆様方におかれましては、全員出席されているということで、会議が成立することを併せてご報告させていただきます。なお、この会議の内容につきましては、会議録にまとめ公表する予定にしており、録音させていただきますので、ご理解、ご了承をお願いいたします。

続きまして、本日の配布資料のご確認をさせていただきます。令和6年第2回定例教育委員会会議次第、前回の令和6年第1回定例教育委員会会議録の写し、資料1、評価員の選任にかかる資料としまして「経歴書」、資料2「会計決算書第53期」、資料3、牛乳飲用時のストローの使用について、参考資料としまして、藤井寺市教育委員会の方針も添付しております。学校給食費の滞納対策としまして、資料4-①「給食費滞納・納入年度別一覧表」、資料4-②「令和6年度学校給食費の滞納に係る法的措置の実施基準等(案)」、資料5「令和6年度藤井寺市柏原市学校給食会役員名簿」、資料6「教育委員会の点検・評価に関する報告書(案)」でございます。全て揃っておりますでしょうか。

それでは、見浪教育長よろしく願いいたします。

○教育長

皆様、おはようございます。

それでは、早速ですが案件に入らせていただきます。

本日の案件は、お示ししております次第のとおりでございます。よろしくご審議ご決定を賜りますようお願いいたします。それでは次第に従って進めさせていただきます。本日の「会議録の署名委員について」でございますが、「田中委員」よろしくお願いたします。

○委員

はい。

○教育長

続きまして、前回「令和6年第1回定例教育委員会会議の会議録の承認について」でございます。すでにお目通しをさせていただいていると思いますが、ご承認いただけますでしょうか。

○委員一同

はい。

○教育長

ありがとうございます。では承認ということで承ります。

それでは次第に従って進めてまいります。お手元の会議次第（1）議決事項、議案第2号「評価員の選任について」資料1でございます。事務局より説明をお願いします。

○給食課主幹兼給食係長

それでは、議案第2号「評価員の選任について」ご説明させていただきます。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条」の規定により、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行状況について、学識経験者の知見を活かして点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに公表することが定められております。

令和5年度の事務事業につきまして、令和6年度の評価員の選任をお願いするものでございます。資料1としまして、経歴書を付けさせていただいております。眞木優子先生は、藤井寺市にありました大阪女子短期大学で准教授をされたのち、平成29年4月からは園田学園女子大学短期大学部生活文化学科准教授として、また、令和5年4月からは神戸女子大学家政学部管理栄養士養成課程非常勤講師として勤務しております。昨年度も組合教委の点検・評価について、眞木先生に評価員をお願いしております。大変貴重なご意見、ご指摘をいただき、事務事業の見直し、また推進をさせていただいているところであり、継続した取組が必要であると考えておりますことから、引き続き眞木先生に評価員をお願いしたいと考えているところでございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○教育長

ありがとうございました。今、説明がありましたように、教育委員会の事務事業の点検・評価にあたり、学識経験者の評価員を選出する必要がございます。眞木先生は、園田学園女子大学、神戸女子大学等で実績を積まれておられ、昨年度もご指導をいただいた先生でございます。いかがでしょうか。

令和6年度も評価員としてお願いすることにつきまして、承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員一同

はい。

○教育長

ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。

続きまして、議案第3号「令和5年度給食会決算認定及び当期末処理金の処分について」資料2でございます。事務局より説明をお願いします。

○給食係副主査

それでは、議案第3号「令和5年度給食会決算認定及び当期末処理金の処分について」ご説明させていただきます。お手元にお配りしております資料2「会計決算書第53期」の表紙をおめくりください。左側には「藤井寺市柏原市学校給食会事業報告書」を記載しております。右側のページをご覧ください。令和5年度の会計決算につきましては、令和6年6月12日に会計監査を受けまして、全て正確にして相違ないことを認めていただきました。

1ページの「収支計算書」から説明させていただきます。まず、「収入の部」から説明いたします。「給食事業収入」としまして、4億5,383万9,435円でございます。内訳の「給食費収入」は、8月分を除く11カ月分の給食費の合計となっており、4ページに「給食事業収入明細書」を付けておりますので、お開きください。納付額の多い順に記載しておりますが、藤井寺市と柏原市からの納付は、両市が実施した9月分から12月分の給食費の無償化に伴う学校給食費の補助分となっております。恐れ入りますが、1ページにお戻りください。次に、「給食事業外収入」ですが、4万9,454円でございます。内訳としまして、給食の食材料が入ってきます段ボールをリサイクル業者に売却した不用品売却としまして、1万9,434円でございます。次の雑収入は、11月4日に開催されました柏原市民総合フェスティバルと11月23日に開催されました藤井寺市民まつりにおいて、給食センターとしまして揚げパンの店を出店いたしました。そこでの売り上げから材料費等を除きました利益の全額を子どもたちの食材料費の足しになればとの思いから、学校給食会へ寄付しており、2万9,859円でございます。次の口座振込手数料等補助金ですが、28万1,556円でございます。これは、各校長口座から給食会口座に学校給食費を振り込む際や給食会口座から食材納入業者に給食物資代金を振り込む際に発生する口座振込手数料について、当給食会の円滑な運営と給食費を負担する保護者の方々の負担軽減に寄与することを目的に補助金の交付を受けているものでございます。以上の給食事業収入と給食事業外収入及び口座振込手数料等補助金の合計4億5,417万345円が、令和5年度の収入でございます。

続きまして、右側の「支出の部」ですが、「給食事業費用」としまして、給食の食材料を購入した費用が4億5,389万2,686円でございます。5ページに「給食材料費明細書」を付けております。1ページにお戻りください。次の「給食事業外費用」ですが、28万1,556円でございます。6ページに「給食事業外費用明細書」を付けております。この口座振込手数料等につきましては、給食事務取扱規程に基づ

き、給食会が負担することとなっております。もう一度、1ページにお戻りください。以上、収入の合計から支出の合計を差引しますと、「当期末処理欠損金」は3,897円となるものでございます。資源価格の上昇や円安の進行などの影響等により、食材価格の高騰が相次いでいるなか、必要な量や栄養価を考慮しながら、献立を微調整し、およそ4億5千万円の事業費からしますと、何とか誤差の範囲で抑えることができたと考えております。

続きまして、2ページをお願いいたします。「貸借対照表」でございます。左側の「資産の部」ですが、「現金預金」としまして、2,627万9,740円でございます。7ページに「現金預金明細書」を7ページの次のページから3ページに渡りまして残高証明書を付けております。恐れ入りますが、2ページにお戻りください。「未収金」ですが、113万7,700円でございます。各学校から給食会への給食費の納入については、ご家庭から学校に入金された金額だけを振り込むこととなっております。まだ入金されていない学校が管理している金額でございます。次の「立替金」ですが、384万741円でございます。給食費を4ヶ月以上滞納している保護者については、給食費の回収事務が、学校から給食会に移管され、滞納給食費も給食会で一時立て替えることとなります。以上、「資産の部」合計で3,125万8,181円となっております。

続きまして、右側の「負債の部」ですが、「未払金」として2,621万1,276円でございます。8ページに「未払金明細書」を付けております。この未払金は、3月分の給食物資代金で3月分の支払いにつきましては、翌月払いとなっております関係で未払金が発生しておりますが、既に支払いを完了しておりますことをご報告させていただきます。もう一度、2ページにお戻りください。次の「前期繰越剰余金」ですが、505万802円となっております。先程、説明いたしました「当期末処理欠損金」が、3,897円となり、これらを合計しまして、「負債の部」の合計が3,125万8,181円となっております。

続きまして、3ページをお願いいたします。「剰余金処分計算書」を付けております。「1. 前期繰越剰余金」が、505万802円、「2. 当期末処理欠損金」が、3,897円、これを引きました、504万6,905円を、次期繰越剰余金として処分させていただきたいと考えております。

なお、この決算書では、令和6年度への繰越剰余金が504万6,905円となっておりますが、実質のキャッシュベースでは、令和5年度末時点で、学校が管理しておられる給食費の未収金が約113万円と給

食会へ移管されている給食費の滞納額が約384万円となっており、併せて、約497万円が未収であることから、給食会残高がおよそ7万円程度となっている状況でございます。

また、この「給食会決算認定及び当期末処理金の処分について」は、7月11日に開催されました第2回給食会理事会におきまして報告し、了承をいただいております。

以上でございます。

○教育長

ありがとうございました。只今、事務局より説明がありました。全般にわたり何かご意見ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○委員一同

はい。

○教育長

それでは、承認とさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、議案第4号「牛乳飲用時のストローの使用について」資料3でございます。事務局より説明をお願いします。

○給食課長兼庶務係長

それでは、議案第4号「牛乳飲用時のストローの使用について」ご説明させていただきます。

令和4年4月のプラスチックに係る資源循環の促進などに関する法律の施行や府内自治体における「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」の採択を受け、プラスチックごみの削減に係る取組推進の動きが一層加速しております。そのようななか、大阪府市長会等が大阪府に対して、プラスチック製ストローの削減を図るため、ストローなしでも飲める紙パック牛乳の導入を求める要望を提出され、大阪府からは、牛乳協会に対して、ストローレス対応紙パック牛乳の導入要請がなされました。このような経過から、当給食組合におき

ましても令和6年度からストローレス対応牛乳パックでの供給が始まっており、牛乳メーカーからのストローの無償提供は今年度限りで終了となっております。

このような状況のなか、ストローレス化を導入する際の一番大きなデメリットと考えられる食物アレルギー対策等を踏まえて、当給食組合としまして、令和7年度以降のストローの使用を廃止するのか、独自調達して継続するのかを決定する必要があります。なお、仮に継続する場合には、対象者を全校児童生徒とするのか、食物アレルギーへの配慮を必要とする児童生徒や希望する児童生徒に限定するのかを決定し、ストロー代金の負担者を保護者負担とするのか、給食組合予算等として公費負担するのかを決定する必要があります。資料の裏面をご覧ください。この件につきましては、7月11日に開催の第2回給食会理事会で協議しており、食物アレルギー対策等の観点から、令和7年度は、全校児童生徒分のストローを公費負担で独自調達し、牛乳飲用時のストローの使用を継続する方向となっております。

なお、藤井寺市教育委員会におきましては、別紙参考資料のとおり、SDGsの観点から、児童生徒の理解と納得のもと、ストロー使用量の削減に取り組み、小学校低学年やアレルギー反応が出る児童生徒へのストロー使用の継続を除く実質的ストローレスを実現するための取組を進めていくこととなっております。一方、柏原市におきましては、児童生徒の安心安全を最優先に校長会等で今後進めていくこととなっております。

以上で、牛乳飲用時のストローの使用についての説明を終わらせていただきます。ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○教育長

ありがとうございました。只今、事務局より説明がありました。何かご意見ご質問等ございますでしょうか。

○委員

SDGsというのは、ずっと言われていて、ストローの問題っていうのは、すごく大事なところかなとは思いますが、資料3に記載があるように令和5年度から一部の市町、岸和田市、和泉市、高石市、

熊取町、忠岡町では既にストローレス対応が実施されていますよね。そこで、どういった課題があったとか、いい効果があったとか、意見はどんな感じなんですか。

○給食課長兼庶務係長

はい。おっしゃいましたように、令和5年度に泉州地域がモデル地域に指定され、先行導入で実際にストローレス対応をやっておられます。メリットは当然のことながら、ストローの使用本数が減りますので、プラスチックごみが無くなるのですが、アレルギー対策等の観点が一番大きなデメリットになっておりまして、小学校低学年では、牛乳パックを手で開ける際に、牛乳パックが固いものですから、こぼれるということがございます。牛乳の液体が体に触れただけでも、アナフィラキシーを引き起こす児童生徒も実際に藤井寺市にも柏原市にもおられますので、そこが一番大きな課題ということになってまいります。あと、ご家庭では、1リットルの牛乳パックで牛乳を買っておられると思うのですが、1リットルの牛乳パックを手で開けて、ラップ飲みをするという習慣が元々ないものですから、マナー的にいかがなものかという保護者からの問い合わせが、岸和田市、和泉市等で入っているというのもお聞きしておりますし、特に中学生の女の子が口を牛乳パックに直接付けて、ラップ飲みをすることに抵抗があるようなので、ストローでの飲用時に比べて、牛乳が残りがちだということをお聞きしております。

○委員

ありがとうございます。

○教育長

他、よろしいでしょうか。

○委員

今の資料の裏のところですけども、令和7年度以降のストローの使用についてのところで、ストローでの飲用が廃止と書いてある横に独自調達と書いてあるんですけども、全校児童生徒もこれに該当するので

しょうか。

○給食課長兼庶務係長

令和7年度の方針といたしまして、給食会理事会で決めさせていただいたのは、令和7年度は独自調達してストローの使用を継続しましょうということと、対象者を一部に限定するのではなく、全校児童生徒を対象としましょうということでございます。また、対象とするストローの購入費用を公費負担で賄いましょうということを給食会理事会で決定させていただいておりまして、本日、この教育委員会会議で最終のご決定をいただくということでございます。

○委員

全員がストローを使うということですか。

○給食課長兼庶務係長

はい。令和7年度は全員がストローを使うという方向で進んでおります。

○委員

アレルギーへの配慮が必要な人については公費負担で、あとは保護者負担ということですか。

○給食課長兼庶務係長

いいえ。令和7年度は、全校児童生徒分のストローを独自調達してストローの使用を継続いたします。全員分を公費負担で賄いますということでございます。ストロー使用の方向性としましては、資料に網掛けさせていただいておるようになるということでございます。

○教育長

この資料では、令和7年度以降となっていますが、この流れは令和7年度のことですよね。以降と書いて

あるので、ちょっと誤解を招くかもしれないですね。令和7年度の牛乳飲用時のストローの使用についてのほうが、より正確かもしれないですね。

○給食課長兼庶務係長

すいません。令和7年度は、その方向で進んでおります。令和8年度以降については、先ほど申し上げましたように、それぞれの市において、取組や協議を進めていくということになっております。

○教育長

よろしいでしょうか。

○委員一同

はい。

○教育長

それでは、承認とさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、議案第5号「学校給食費の滞納対策について」資料4でございます。事務局より説明をお願いします。

○給食係副主査

それでは、学校給食費の滞納対策についてご説明させていただきます。

資料4-①、給食費滞納・納入年度別一覧表をご覧ください。滞納給食費につきましては、学校給食費滞納対策事務実施要項に基づき、各学校においては滞納保護者に対して、納付を求める努力をされております。また、移管された債権につきましては、学校給食会の事務局である給食組合教育委員会が給食会の事務局となって回収に努めております。表の一番下段、右端の網掛け部分となりますが、令和6年度7月末時点の滞納繰越額は、令和5年度末の384万741円から18万9,200円増加し、402万9,941円と

なっております。両市とも令和5年度2学期分の給食費を無償化されましたが、滞納額が大幅に増加していることから、法的措置の継続も含め、滞納抑制の取組はより一層必要であると考えております。大変難しい問題ではございますが、学校給食費の滞納対策を継続し、少しでも滞納給食費が回収できるよう、粘り強く取り組んでいくことが肝要であると考えております。

続きまして、資料4-②、令和6年度学校給食費の滞納に係る法的措置の実施基準等（案）についてをご覧ください。今年度の法的措置の実施基準等につきましても、学校給食費の滞納の状況、対策等を総合的に勘案し、原則として「平成29年度学校給食費の滞納に係る法的措置の実施基準等」に基づき、令和5年度と同基準で実施をできればと考えております。

なお、令和2年4月1日に施行された改正後民法において、消滅時効制度が変更され、学校給食費については、令和2年4月1日以降に発生する債権が5年となっておりますことから、当組合の消滅時効期間の考え方も令和2年3月31日以前の債権債務は2年、令和2年4月1日以降の債権債務は5年としております。

また、法的措置を実施するにあたっては、公平、公正であることを原則としておりますが、現実的に回収が困難な状況にある場合は、可能な状況になった時点で実施するとしております。このことを踏まえ、法的措置を実施する対象の保護者及び債権の基準は、学校給食会の事務局である組合教育委員会に移管された債権であり、居所が不明でないこと。現に生活保護や就学援助の適用を受けていないこと。また、債権が消滅時効期間内であり、滞納している学校給食費について、一部の返済もなく、概ね2万円以上であることの基準をすべて満たすものとしております。

なお、過去に債務名義を取得しながら未返済となっている案件もございますので、今後も弁護士と十分協議し、差し押さえ等の可能性も見極めながら、可能であれば法に基づく手続きを進めたいと考えております。

また、今年度も法的措置の対象者となりうる可能性がある保護者には、できるだけ丁寧な対応を心掛け、何とか話し合いの場を設けられるよう、8月上旬より自宅訪問を重ねると共に、生活状況などの確認も実施しております。今後におきましても、非常に効果が大きい自宅訪問を継続し、学校とも密に連絡をとり、状況の把握に努め、学校と保護者、また児童生徒と学校の繋がりに細心の注意と配慮をしながら、慎重に進めてまいりたいと考えております。

この「令和6年度学校給食費の滞納に係る法的措置の実施基準等（案）について」は、7月5日に開催さ

れました第1回給食費対策委員会及び7月11日に開催されました第2回給食会理事会におきまして報告し、了承をいただいております。

学校給食費の滞納対策については、以上でございます。

○教育長

ありがとうございました。只今、事務局より説明がありました。全般にわたり何かご意見ご質問等ございますでしょうか。

○委員

資料の1枚目の年度別一覧表のところなんですけれども、繰越額がそれぞれの年度毎になっているんですけれども、最後の年度のところが7月末現在ということは、7月以降の分が入ったら、この金額が減るといふことですか。

○給食課長兼庶務係長

現在、まだ8月末を迎えておりませんので、7月末現在の状況で記載しておりますが、繰越額は、滞納額が今後も増えれば増えてまいります。滞納の発生額よりも回収額のほうが多ければ減っていきますけれども、基本的には滞納額が増える傾向にありますので、段々と増えていくのではないかと考えております。

○委員

先ほど言われていた自宅訪問をしても増えていくのですか。

○給食課長兼庶務係長

はい。この資料では、7月末現在の状況で記載しておりますが、実際には、8月2日に6家庭の滞納保護者に対して自宅訪問を行っておりまして、結果として、3万1,100円を回収しておりますので、例えば、今日現在の状況で記載しますと、記載の金額から3万1,100円を引いた額となるのですが、まだ8月末

を迎えておりませんので、7月末の状況となっております。

○教育長

他、ございますでしょうか。

○委員

資料4-②の法的措置の実施基準のところの時効のことが書かれているんですけども、令和2年4月以降の債権債務は5年なので、5年間は回収できるということですか。

○給食課長兼庶務係長

はい。昨年度もお話させていただいたと思うのですが、学校給食費といいますのは、民法上の民事債権となりますので、市税のような公債権のように2年経ったからとか、5年経ったからとかで、自動的に時効を迎えるものではありません。一応、2年や5年という基準はあるのですが、相手方が裁判所に対して、時効の援用を求めた場合に、時効が初めて認められるということになります。これらのことから、2年や5年が過ぎていても、相手方に支払いを求めることは可能なのですが、現実的には最終的に訴えの提起となった場合に時効が認められ、組合側が敗訴することになりますので、事実上、回収が困難だと思っております。

○委員

滞納されているご家庭の滞納理由というのは、経済的な事情ということだけですか。

○給食課長兼庶務係長

保護者の方と滞納理由が経済的かモラル的かのお話はしたことはありませんが、今年度の8月2日に6家庭の自宅訪問に行きまして、あくまでも私の直感ですが、経済的にしんどいだろうというのは1家庭です。残りの5家庭はモラルだと感じております。ご立派な一軒家に住んでおられますし、3ナンバーの車も複数台停まっており、そのうちの2家庭は、特に新しいお家だったので、十分に支払えると思います。また、学

校とのやり取りの中でも、決して支払えないご家庭ではないということをお聞きしておりますので、モラル的なものが非常に大きいのかなと感じております。

○委員

前にお聞きしたかもわかりませんが、滞納額の回収に行かれるのは、学校ではなくて給食センターですか。

○給食課長兼庶務係長

はい。保護者が給食費を滞納されて4カ月間が経過するまでは、学校で取り組んでおられます。4カ月間取り組んだ結果、回収できなかった分については、給食会へ移管されますので、移管された分については、私を中心とした給食組合教育委員会が滞納額の回収に取り組んでおります。

○教育長

他、よろしいでしょうか。

○委員一同

はい。

○教育長

それでは、承認とさせていただきます。ありがとうございました。

これで議案は終わりましたので「(2) 報告案件」にまいります。報告第3号「給食会理事会役員及び各委員会委員について」資料5の説明を事務局よろしくお願いします。

○給食課主幹兼給食係長

それでは、お手元の資料5「令和6年度藤井寺市柏原市学校給食会役員名簿」をご覧ください。給食会理

事会の理事や会計、会計監査、並びに理事会のもとにございます5つの委員会に参加をしていただきます保護者代表の方々や校長先生、給食主任の先生のお名前を記載しております。この名簿の皆様方によりまして、現在、理事会や各委員会を進めております。

以上でございます。

○教育長

ありがとうございました。何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○委員一同

はい。

○教育長

ありがとうございます。以上で、報告案件は終わりましたので、「(3) その他報告事項」に進めさせていただきます。「藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会の点検・評価に関する報告書(案)について」ご意見を賜りたいと思います。資料6をご覧ください。ご承知のとおり、この報告は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条」に基づいて、その規定により学識経験者の意見を付して議会に報告するものでございます。本日、内容をご確認いただいて、次回、11月15日に開催予定の令和6年第3回定例教育委員会会議で学識経験者よりご意見を賜るということでございます。その後2月開催予定の組合議会に報告させていただくという運びとなります。それでは資料6の3ページをご覧ください。(2)「令和5年度施策一覧」として示しております。一覧表の節名称ごとに事務局より説明をし、委員の皆様からのご意見をいただきたいと思っております。事務局、説明をお願いします。

○給食課主幹兼給食係長

それでは、資料6「藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会点検・評価に関する報告書(案)について」説明をさせていただきます。

令和5年度を対象年度とします「教育委員会の点検・評価に関する報告書（案）」を作成いたしまして、点検・評価の項目の設定としましては、昨年度と同様に学校給食組合の教育大綱に基づく施策の事業内容としております。概略の説明となりますが、内容等につきましてご意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。なお、当会議でのご意見を報告書（案）に反映させていただき、先ほど議案第2号にて、ご承認をいただきました眞木評価員にご意見をいただきまして、次回、11月に開催予定の教育委員会会議で点検・評価結果のご報告をさせていただくことを予定しております。それでは説明させていただきます。

1ページは点検・評価に関する報告書の法的なことを記載しております。2ページには「教育委員会の活動状況」としまして、「教育長及び教育委員名簿」と「教育委員会会議の開催状況」を記載しております。次の3ページから4ページには、「2. 点検・評価の方法」として、(1)「対象施策の考え方」、(2)「令和5年度施策一覧」、この施策につきましては先ほど申し上げましたとおり、学校給食組合の教育大綱に基づいた事業内容としております。(3)「実施方法」、施策ごとに成果指標を設け、目指すべき成果を明確にしていると記載しており、達成状況を3段階で示しております。(4)には「学識経験者の知見の活用」について記載しております。学識経験者として先ほどご承認いただきました眞木優子先生に評価員をお願いするものでございます。(2)「令和5年度施策一覧」に記載しております施策ごとの点検・評価シートを5ページ以降につけております。

5ページから説明させていただきます。「3. 令和5年度の施策の点検・評価」、節名称(1)「安心安全で衛生的な学校給食」、主要施策1)「施設・設備の老朽化の対応」、施策名1「機械機器の整備」ですが、令和5年度実績としまして、施設・設備の老朽化対策や給食施設として望まれる安全・安心な給食づくりのために優先度の高い事業を対象とし、施設・設備の買替や修繕を実施いたしました。点検及び評価としまして、購入から21年が経過し、機器の老朽化に伴い、上下の搬送コンベアや洗浄ポンプ等が作業中に停止するなどにより、食缶の衛生的な洗浄や消毒保管が課題となっていた第2センター食缶洗浄機を買い替えたことで、確実な洗浄及び消毒保管を行うことができいております。また、経年劣化によるひび割れが多発していたPEN食器（小椀）を更新したことで、子どもたちに安心安全な給食を提供することができております。まだ、更新ができていないPEN食器（中椀）についても、状況を的確に把握し、計画的に買い替える必要があると考えております。

続きまして6ページ、施策名2「施設設備の整備」でございますが、実績としまして、第1センター北側・東側・受水槽室外壁面塗装補修などを実施いたしました。これらのことにより、雨水侵入等による調理場の衛生環境の悪化を防止することができました。今後におきましても、施設が老朽化しているため計画的に修繕していくことが必要であると考えております。

次に、7ページの主要施策2)「学校給食の危機管理」、施策名1「緊急事態発生時の対策」でございますが、令和5年度実績としまして、学校給食の安全管理には万全な体制で臨んでおりますが、万が一の食中毒事故発生時の組合教育委員会の対応等を記載しました「学校給食の危機管理」というマニュアルを定めております。未然防止策としまして、保健所による衛生監視、毎日の健康調査や月2回の検便検査、原則毎月1回の全員研修等を行っております。点検及び評価としまして、令和5年度の保健所の衛生監視においてもHACCPの考え方を採り入れた衛生管理が適切にできているという監視結果を得ております。なお、年間2回実施したノロウイルスの検便検査におきまして、3名の職員から陽性反応が検出されましたが、自宅待機を指示し、再検査で陰性になるまで出勤させないという対応をすることで、食中毒事故を未然に防ぐことができました。その他、衛生管理の意識の向上や献立内容の事前協議を行うことで、令和5年度についても食中毒の発生はございませんでした。

続きまして8ページの施策名2「異物混入時の対応」でございますが、令和5年度実績としまして、「学校給食における異物混入対応マニュアル」に基づき対応するとともに異物混入等事故記録を作成し、該当校と該当市教委に報告をいたしました。なお、喫食中止に至る事案はありませんでした。

点検及び評価としまして、給食センターで混入した異物と考えられるものにつきましても、令和2年度から令和4年度のすべての年度での4件から令和5年度は2件に減少したことを鑑みますと対策の徹底が成されてきたのではないかと考えております。令和6年度も「異物混入ゼロ」を目標に掲げ、児童生徒の安全安心の確保に、職員が一丸となって取り組んでまいります。

次に、9ページの主要施策3)「学校給食の衛生管理」、施策名1「調理従事者の衛生管理の研修」でございますが、令和5年度実績としまして、毎月末に1回、全員研修を実施し、注意事項等の啓発を行いました。今後も基本的な研修を繰り返し行い、知識の定着を図っていく必要があると考えております。

節名称(1)「安心安全で衛生的な学校給食」については、以上でございます。

○教育長

ありがとうございました。節名称（1）「安心安全で衛生的な学校給食」に関する事業ということで、説明がありました。施設設備の問題から危機管理の問題、衛生管理の説明がありましたが、何か実績や点検評価等でご不明な点やご質問等があればよろしくお願いします。

○教育長

よろしいでしょうか。

○委員一同

はい。

○教育長

ありがとうございます。それでは、次の第2節の説明をよろしくお願いします。

○給食課主幹兼給食係長

先ほどの続きの10ページからご説明させていただきます。

10ページ、節名称（2）「保護者・学校・給食センターとの連携」、主要施策1）「食育の取組」、施策名1「食に関する研修の充実」では、令和5年度実績としまして、まず「保護者との連携」ですが、給食センターの見学試食会や学校での給食試食会を実施いたしました。「教職員との連携」としましては、給食主任会を小学校と中学校に分けて開催いたしました。これらの開催において、残菜を減らす取組や食に関する指導の全体計画についてなどの情報交換を行いました。点検及び評価としまして、実際に給食を作っている様子を見ていただくことで、給食によりいっそう関心を持ってもらうことができいております。また、児童が給食センターを見学し、調理員と一緒に喫食したことで、給食を作る人への感謝の気持ちを表現した感想が多く届いております。

続きまして11ページ・12ページの施策名2「学校給食の年間指導目標」では、令和5年度実績としまして、食に関する指導計画を作成し、学校からの申込を受けました。小学校ではそれをもとに、食に関する指導を実施し、小学校5年生対象の朝食指導は全校で実施いたしました。中学校では「レシピにチャレンジ」を実施し、応募された献立から一部を令和5年度と令和6年度第1学期の給食献立として採用することを決定いたしました。点検及び評価としましては、食に関する指導は、児童生徒が健康に生活していくためには非常に重要となりますので、新型コロナの感染予防の観点から実施を見送っていた授業も再開していきたいと考えております。

続きまして13ページの施策名3「献立の年間計画」では、令和5年度実績としまして、献立のねらい等を記載した「献立の年間計画」を作成し、献立作成委員会で承認を得て実施しております。残菜調査は、昨年に引き続き、実施いたしました。14ページ、点検及び評価としまして、特集献立として実施した「日本の郷土料理」では、その地域ならではの食材や調理法、味付けなどを知る機会となっております。また、これまで特集献立として実施してきた「ブックメニュー」は、秋の読書週間に合わせて実施し、給食と本に興味を持ってもらえるよい機会となっております。なお、今年度も毎月1回、食物アレルギーの原因となる食材をなるべく使わずに工夫した献立である「スマイル献立」を実施し、ひとりでも多くの子どもたちにみんなと一緒に給食を食べてもらえる機会を提供できておりますので、今後も続けてまいります。また、残菜調査につきましては、結果を献立に反映させ、味付けや食材の組み合わせ等を工夫することで、残菜を減らせたメニューもありますので、今後も結果をしっかりと分析していきます。

続きまして15ページの施策名4「地場産物の活用の推進」につきましては、自分達が住む地域で採れる食べ物を知り、興味を持つことで、地域に親しみを持ち、地域に対する関心や理解を深めてもらいたいとの想いから、積極的に地場産物の活用を進めております。なお、今年度初めての取組としましては、柏原産の「カタシモワイン」を採り入れました。また、地元の有名シェフとのコラボ給食も実施し、視点を変えた地場産物の活用にも取り組むことができました。点検及び評価としまして、学校給食法の改正により、学校給食において地場産物の活用に努めることが規定されておりますので、給食のより一層の充実を図るため、積極的にアピールを続け、今後も予算の拡充に努めてまいります。また、今後においても地元の有名シェフとのコラボレーションなど、子どもたちに楽しい給食を届けていきたいと考えております。

次に、16ページの主要施策2)「アレルギーの対応」、施策名1「学校給食における食物アレルギーに関する取組」でございますが、学校給食における食物アレルギー対応マニュアルを令和3年8月に一部改訂し、令和4年度からえび及びナッツ類を給食で使用しないことと乳成分を含まないパンを提供することを開始しております。点検及び評価としまして、これらのことによりまして、ひとりでも多くの子どもたちに1回でも多く、みんなと同じ給食を喫食してもらえる機会を提供できており、保護者や学校から好評を得ております。また、これらの対応状況は必要に応じて、今後も改訂していきたいと考えておりますが、除去食や代替食を調理するためには、施設設備の整備が不可欠であると考えております。

続きまして17ページの施策名2「児童・生徒への細やかな指導と情報提供」でございますが、食物アレルギーを有する児童生徒については、学校からの要請により、保護者、学校の管理職、クラス担任、養護教諭、給食センターの栄養士等による三者面談を実施しております。その面談の結果、学校給食での対応が必要な児童生徒には、詳しい食品成分を記載した食物アレルギー対応献立表を学校を通じて、該当する児童生徒の保護者に配布しております。令和5年度の相談件数と送付人数は下表に記載しております。点検及び評価としまして、食物アレルギーの原因食品は、児童生徒により違い、また多岐に渡りますが、同対応マニュアルにおいて、給食で使用しない食品を明瞭化したことによりまして、相談件数が令和3年度と比較して14件減少しております。今後もできるだけ多くの児童生徒がみんなと同じ給食を安心して喫食できるよう工夫してまいります。

節名称(2)「保護者・学校・給食センターとの連携」については、以上でございます。

○教育長

節名称(2)「保護者・学校・給食センターとの連携」に関する事業ということで、説明がありました。給食センターが実施している食育、アレルギーの取組の説明でしたが、何か実績や点検評価等でご不明な点やご質問等があればよろしく申し上げます。

○委員

10ページにPTA学校試食会というのと、給食センター試食会というのが、2種類あるんですけども、

学校試食会というのは、参観日とかに合わせて学校で保護者が試食し、給食センター試食会というのは、学校が参加者を募って、ここで試食するという認識でいいのでしょうか。

○給食課長兼庶務係長

はい。両方共、試食会は学校単位で実施されているんですけども、学校試食会というのはおっしゃいましたように、授業参観等にに合わせて、学校にPTAの方が集まられて、給食を食べられるのを学校試食会と呼んでおります。給食センター試食会というのは、給食を作っているところを見学する目的で、学校がPTAの参加者を募られて、PTAの方が給食センターに来られて、給食を食べていただくのを給食センター試食会というふうに呼んでおります。2つ共やっておられる学校もございます。給食センター試食会もやっておられるし、学校試食会もやっておられるということでございます。

○委員

藤井寺市は、学校試食会が4校で、給食センター試食会が2校だけれど、どっちかだけというわけではないのですか。学校試食会が4校で、給食センター試食会が2校で、足して6校ですけれども、これは小学校ばかりですか。

○給食課長兼庶務係長

はい。小学校ばかりでございます。中学校は、基本的に給食センターの見学会には来られません。藤井寺市の例で申しますと、左側の4校は藤井寺小学校、藤井寺西小学校、藤井寺北小学校、道明寺小学校となっており、右側の2校は道明寺東小学校、道明寺南小学校となっております。先ほど申しましたように、2つ共やっておられる学校もございますと言いましたのは、柏原市で堅上小学校が給食センターにも来られますし、学校でもやっておられます。

○委員

去年、道明寺東小学校が給食センター試食会を計画したんですけども、なかなか人数が集まらなくて、

先生方も困っていました。学校試食会の方が、給食センターは見れないですけど、給食を知ってもらうには集まってもらいやすいかもと。給食センター試食会も希望者が多いのかなと思ったのですが、意外と少なく、結局PTAの関係の人ばかりでした。

○給食課長兼庶務係長

お仕事もされていますので、なかなかお集まりいただくのも難しいかなとは思いますが。試食会の少ない単位で申しますと、6名とか8名のPTAの方が来られて、給食を食べていただくというようなことが実際に令和6年度もございました。やっぱり見てよかったわと言っていただけで、帰っておられますので、人数はなかなか難しい面もありますけれども、給食センターでの衛生管理のことをお聞きして安心しましたという声もいただきますので、両方とも続けていけたらなと思っております。

○委員

もう少し、参加者が増えればいいなあと思っています。衛生管理のこと以外にも、食材調達が大変なこととかを保護者の方に知っていただくことで、給食費の滞納とかが減っていくのにも繋がるのではないかなと思います。

○教育長

ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

○委員

15ページのところでですね。地元の有名シェフとのコラボレーション給食を実施したと書いてあるんですけども、新しい取組の感じがしてですね、素晴らしい取組だなというふうに思っています。地元の有名シェフの選考基準とかがあったりするのですか。例えば、紹介だったりとか、どっかの口コミサイトを見て選ばれたりするということですか。

○給食課長兼庶務係長

選考基準というのは特に設けておりません。コラボレーション給食をボランティアで協力していただいております。ここに記載されているものは、令和5年度に藤井寺商店街のイタリア料理「オステリア・ベッカフィーコ」のシェフにご協力をいただいたんですけども、私が藤井寺市出身で商店街に地元のマダム達が集まる美味しいイタリアンがあるということを知っていましたので、1度、そこにアタックしてみようということで、そこに行かせていただきました。令和6年度は、柏原市のシェフの方とコラボをするということで、12月の実施に向けて進めております。藤井寺市ではイタリアンを採用したので、柏原市では和食でいってみようということで、柏原駅前にあります創作料理の「圓山」さんにアタックをしました。アタックを試みる前には、個人的に何回か食べに行かせてもらって、お店の方とある程度の関係性を築いてから、コラボレーションのお話をさせていただいております。

○委員

基本的には、年1回の取組ということですか。

○給食課長兼庶務係長

はい、そうでございます。

○委員

地元のシェフというのも勿論素晴らしいと思うんですけども、昨今、SNSやインスタグラムとかを見ていると、有名かどうかは別として、手軽に、子どもが大好きで、しかも低価格でできるというような献立を発信している方々もいらっしゃいますので、いろいろと視野を広げて人選してみてもいいのかなと、ちょっと思った次第です。

○給食課長兼庶務係長

いろいろと考えさせていただきます。実際は、コラボレーションもなかなか難しいです。1万人分を2時

間で作ることができる献立でないとは駄目ですし、衛生管理等の縛りがかなりありますので、イタリアンの例でいいますと、アンチョビとかそういうものをソースに使いたいとおっしゃるんですけども、アレルギーのこともあったりいたします。今年度の「圓山」さんでは、鶏肉の唐揚げのコラボで進めているんですけども、「圓山」さんで、実際に提供されている、「圓山の唐揚げ」と呼ばれるものは、鶏肉を下味に3日間ほど漬けておられます。給食では、長くて30分しか漬けて入れないので、その30分でどうしたら、味をできる限り再現できるかというようなことがございます。シェフが本当に理想とされていることに、どうやって近づけるのかというような、なかなか難しい点はあるんですけども、子どもたちに喜んでもらえますので、藤井寺市と柏原市と交互にでも続けていけたらなと思っております。

○委員

広報誌にも取り上げていると書かれているのですが、藤井寺市のシェフとコラボした場合には、藤井寺市の広報誌にしか載らないのですか。柏原市には載らないのですか。

○給食課長兼庶務係長

藤井寺市のシェフにメニューを考えていただいたのですが、鶏肉の下味に柏原市の「カタシモワイン」を使用しましたので、結果的には柏原市にも掲載されました。藤井寺市の広報にも特集されましたし、柏原市の広報でも掲載されました。

○委員

折角、発信されるのであれば、何かの縛りがなければ、行政の垣根を越えて、広く発信されたらどうかなと思っただけです。

○教育長

他、よろしいでしょうか。

○委員一同

はい。

○見浪教育長

ありがとうございます。それでは、次の節名称の説明をお願いします。

○給食課主幹兼給食係長

それでは先ほどの続きで、18ページの節名称(3)「学校給食費の滞納問題」、主要施策1)「滞納給食費の対応と対策」、施策名1「滞納保護者との対応」でございますが、令和5年度実績といたしまして、学校で徴収できなかった給食費は「学校給食費滞納対策事務実施要項」に基づき学校給食会に移管され、滞納繰越額は下表のとおりとなっております。また、令和6年度新入生の保護者への入学説明会では学校給食の概要及び給食費についてのリーフレットを配布し、給食費を滞納しないよう理解と協力を求めました。点検及び評価としまして、令和5年度末の滞納繰越額は、両市が4カ月間の給食費無償化を実施したにもかかわらず、令和4年度末と比較して、99,646円増加しており、もし、無償化が実施されていなければ、滞納額はより増加していたと考えられるため、滞納抑制の取組はより一層必要であると考えております。

続きまして19ページの施策名2「滞納給食費の回収と対策」でございますが、令和5年度実績としまして、学校からの報告に基づき、児童生徒ごとに台帳を整理のうえ、催告及び再催告書を送付し、少しでも滞納給食費が回収できるよう引き続き、取り組みました。点検及び評価としまして、催告等の通知に対して無反応な保護者には電話や自宅訪問の実施継続が必要であると考えております。また、他県等において、給食費の公会計化が未納額の大幅な増加をもたらすということが報道されており、要因として徴収窓口が家庭にとって身近な学校から担当部局になることによる距離感の差も一因であるとされておりますので、慎重に議論を進める必要があると考えております。

続きまして20ページの施策名3「訴訟裁判に向けての対応」でございますが、令和5年度実績としましては、度重なる催告・訪問などを行っても支払の意思が見られなかった5世帯につきまして、簡易裁判所に「支払督促の申立」を行う旨の通告を実施いたしました。これらの過程で3名の保護者からアクションがあ

り申立を保留しましたが、残る2世帯については、引き続き支払の意思が見られなかったため、支払督促申立による法的措置を実施しております。点検及び評価としまして、これまでまったく無反応であった保護者から回収できたことは大変大きな成果ですので、今後も効果的な自宅訪問を続けてまいります。また、令和6年度の法的措置の対象者の選定につきましては、公平公正が原則ではありますが、生活保護や就学援助を受給している保護者への配慮や消滅時効の取り扱いを十分に考慮し、令和5年度の基準や直近の支払い状況を勘案したうえでの選定が必要であると考えております。なお、累積し続ける滞納額は、全額回収することを大原則として、回収に努めておりますが、徴収努力をし尽してもなお徴収できる見込みがない場合には、今後の適正な債権管理を妨げる要因ともなりかねませんので、最終的には債権を放棄することも考えていかなければなりません。給食会会計は保護者負担の給食費のみで運営されており、自主財源がありませんので、両市からの公費負担で補うこととなります。また、たとえ債権を放棄するにしましても、経済的に非常に困窮している世帯もあれば、支払い能力がありながら支払っていただけない世帯もあるなど、様々な事情で滞納されている保護者がおられますので、これを一手に取り扱うことについての可否など、非常に難しい問題であると考えております。

節名称(3)「学校給食費の滞納問題」については、以上でございます。

○教育長

節名称(3)「学校給食費の滞納問題」に関して、説明がありました。何かご質問等あればよろしく願います。

○委員

18ページの令和5年度実績の小中学校新入生保護者への啓発ということで、リーフレットを配布とあるんですけども、じっくり読んでいる人は100人に配れば2、3人くらいだと思うんですね。学校のネットでの連絡とかも読んでいない保護者っていうのがすごく多いんですね。新入生といえば、保護者も入学式とかに来たりしているので、PTA役員からのお話とかがあるついでに、給食組合の取組だとか、リーフレットの簡単な説明があればいいなあと思います。中学校の給食が藤井寺市と柏原市で始まって、何年も経つ

んですけども、保護者としてはすごく助かっていますし、お弁当よりも安い金額で、お昼に安心なものを食べさせていただける。それが当たり前になっていますし、小学校に入ったら給食を食べれるのも当たり前、学校が始まったら給食も始まる、すごく助かる話なんですね。でも昨今、お米も無いとか、物価も上がっていますし、これからの給食を去年決めた給食費でずっと続けていくのが、絶対難しくなっていくと思います。だからこそ、保護者の方にも給食に地場産を採り入れたり、シェフのとのコラボで頑張っているところをもっともっと知ってもらえた方がいいのかなと思います。新入生の保護者には緊張感もあって、2年目、3年目の親より、話が入ってくると思うので、そういったところで給食組合の方の仕事は増えてしまうんですけども、もっと口頭で伝えていったりした方が、実績もBからAになるのかなと。滞納額っていうのが年々減っていたらいいんですけど、お話しを聞いているとどんどん増えています。なかなか減らないということですので、回収に行ったりする作業というのは心身共に大変だと思いますし、最初のところで保護者にも給食とはというものを植え付ける方が長い目でみるといいのかなと思います。私も給食組合でこういった会議に参加させてもらうことで、初めて知ったこともいっぱいあって、当たり前になっていた給食というのが、すごくいろんなことが考えられてたんだなというのを聞いて、改めてありがたいなと思ったので、そういったところを保護者にも知ってもらう機会をもっと今後広めてもらえたらいいのかなと思いました。

○給食課長兼庶務係長

ご意見をいただきましたので、アプローチの仕方については、検討させていただきたいと思います。検討させていただきたいと申しましたが、例えば、藤井寺市の場合で申しますと、7校の小学校が同時に入学説明会をされますので、仮に私をご説明に伺うとしても、時間的に不可能ですので、どうやったら回れるのか、学校の協力を得られるのか、そういったことも含めてアプローチの仕方を一度検討してみたいと思っております。

○教育長

この件につきましては、藤井寺市の滞納額が柏原市と比べてかなり多いんです。柏原市さんは中学校の給食費を令和5年度に無償化されました。それ以前から、藤井寺市が多いので、広報の仕方も含めて、校長会

等でも取組をしっかりとやっていただくようお願いしているところです。

それでは、この報告書（案）に本日いただきましたご意見等、修正を加えたもので、次回11月15日に開催予定の教育委員会会議で、眞木評価員のご意見をいただくということで進めさせていただきます。よろしいでしょうか。

○委員一同

はい。

○教育長

ありがとうございました。

以上をもって本日予定の案件がすべて終了しました。円滑な審議にご協力いただきましてありがとうございました。これをもって令和6年第2回定例教育委員会会議を終了させていただきます。

会議事項が終了したので、閉会する。

午前11時08分